

No.	校長	教頭	教頭	教務	ホーム担任	保健主事	養護教諭

## 病 欠 証 明 書

学 校 名	石 川 県 立 金 沢 辰 巳 丘 高 等 学 校
学年・組・番号	学 年            組            番
氏 名	
病 名 _____  上記の病名により、            年            月            日より            月            日まで 休養を ( 要した ・ 要する )            ことを証明する。  令和            年            月            日 住 所 医療機関名 電 話 番 号 医 師 名   □	

(注) この証明書は、学校において予防すべき感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

### 【参考】学校保健安全法施行規則（抄）

(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
- 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

(出席停止の期間の基準)

第十九条           (略)